

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

本日、人事委員会は県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告では、人事行政の根幹である人事管理における諸課題について調査・研究し、将来を見据えた取組の方向性について言及しました。優秀で多様な人材の確保、長期的な視点による人材育成、時間外勤務の上制限を踏まえた労務管理、人事評価における適切な目標設定の重要性などを述べましたが、全ての職員がやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したところです。

また、人事院が本年も月例給及び特別給の引上げを勧告したところですが、本委員会は特別給のみ改定を行うこととしました。

職員を取り巻く環境が、多様化・複雑化し、新たな課題も山積しています。

本報告及び勧告を踏まえた人事管理の実施には困難が伴うことも予想されますが、任命権者にあつては、変革することを恐れず課題に取り組みれるとともに、日々の人事管理の諸問題についても当事者意識を持って向き合い、迅速な対応を図っていただくよう要請します。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が、職員の労働基本権制約の代償措置であることに対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を完全に実施されるよう要請します。

県民の皆様におかれましては、地方公務員法に基づく人事委員会の役割や給与勧告制度の意義について、深いご理解をいただきたいと思います。

令和元年 10 月 11 日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子